

大仙市設計・施工一括発注方式試行要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、大仙市が発注する建設工事について「設計・施工一括発注方式」を試行するにあたり、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱において「設計・施工一括発注方式」とは、設計・施工分離の原則の例外として、建設工事の入札前に設計提案、施工方法及び詳細設計等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、技術提案が発注者の事前審査で承認された場合、その技術提案を基に入札する方式で次のものをいう。

- (1) 概略の仕様や基本的な性能・設計に基づき、設計と施工を一体として発注するもの（以下「性能発注方式」という。）。
- (2) 基本設計に基づき、詳細設計と施工を一体として発注するもの（以下「詳細設計方式」という。）。

(対象工事)

第3条 設計・施工一括発注方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、条件付き一般競争入札に付す工事で、次に該当するものとする。

- (1) 「性能発注方式」については、高度または特殊な技術力を要するとともに、民間における施工技術の開発が著しい工事で、設計技術が施工技術と一体で開発されるなどにより、個々の業者が有する特別な設計・施工技術を一括して活用することが適当なもの。
- (2) 「詳細設計方式」については、メーカーや施工業者が設計技術を有するもので、施工業者が保有する機器材等により施工方法等が異なるため、これらを踏まえた詳細設計を行うことが効率的と考えられるもの。

2 前項に規定する工事の発注にあたっては、原則として大仙市総合評価落札方式試行要綱第5条第1項第3号に規定する技術提案型を併用するものとする。

(工事の選定等)

第4条 工事の選定及び技術提案を求める範囲は、別に定める技術審査委員会（以下「技術委員会」という。）の審議を経て、大仙市入札契約資格等審査委員会（以下「審査委員会」という。）が決定する。

(提案の募集)

第5条 提案の募集にあたっては、入札公告において次の事項を明示することにより行うものとする。

- (1) 入札公告に係る工事が設計・施工一括発注方式の対象工事であること。
- (2) 発注者が示した仕様・性能及び設計等についての図面及び仕様書等の内容に基づき工事施工に必要な実施設計及び施工方法等についての技術提案を求めること。

- (3) 技術提案の審査の結果、提案が採用されない場合があること。
- (4) 技術提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、その後の工事において、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでないこと。
- (5) 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計及び工事に関する請負業者の責任が軽減されるものではないこと。

(技術提案書の提出)

- 第6条 入札参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出の際に併せて、技術提案の内容を明示した技術提案書を提出するものとする。
- 2 前項の規定により提出された技術提案書は、次により取り扱うものとする。
- (1) 技術提案書の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
 - (2) 技術提案書の返却及び公表は行わないものとする。
 - (3) 技術提案書の提出後における提案内容の変更は認めないものとする。

(提案の審査等)

- 第7条 技術提案の審査及び採否の決定は、技術委員会の審議を経て、審査委員会が行うものとする。
- 2 審査にあたっては、設計案及び施工方法案等に基づいて工事目的物の機能・品質の確保を前提とした施工の確実性及び安全性等を評価するものとする。また、必要に応じて、提案者から提案内容についてのヒアリングを行うものとする。

(提案者等に対する採否の通知等)

- 第8条 市長は、技術提案の採否について、提案者に対して、技術提案書の採否通知書により通知するものとする。
- 2 前項の場合、技術提案が適正と認められなかった者に対しては、採用しない理由を付記して通知するものとする。

(低入札価格調査制度の適用除外)

- 第9条 本要綱に基づく建設工事については、大仙市建設工事低入札価格調査取扱要綱の規定を適用しない。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。